
一般社団法人 越前町観光連盟 定款

平成27年 3月 2日 作成
平成27年 3月 4日 公証人認証
平成27年 4月 1日 法人成立

一般社団法人 越前町観光連盟 定款

第1章 【 総則 】

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 越前町観光連盟と称する。

(目的)

第 2 条 当法人は、越前町における観光業の健全な発展と振興を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 国内及び国外の観光宣伝並びに観光客誘致促進。
2. 観光施設と環境の整備改善。
3. 観光事業従事者の資質向上。
4. 観光事業に関する調査研究。
5. 観光情報の収集及び提供。
6. 観光概念の普及啓発。
7. 観光関係行政、諸機関、まちづくり団体との連携。
8. 旅行業法に基づく旅行業。
9. その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を福井県丹生郡越前町に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲げる方法により行う。

第2章 【 会員 】

(会員、入会及び種別)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2. 当法人の会員となるためには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3. 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律（以下、「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

- ①正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、又は団体。
- ②賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人、又は団体。

（会費等）

第 6 条 正会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第 7 条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- ①退会したとき。
- ②2年以上会費等を滞納したとき。
- ③成年被後見人または被保佐人になったとき。
- ④当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- ⑤除名されたとき。
- ⑥総社員の同意があったとき。

（退会）

第 8 条 会員は、理事会の決議を経て、当法人所定の様式による退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、一般社団法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- ①当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき。
- ②当法人の名誉を汚し、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③その他、除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第10条 会員が第7条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人法の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及び、その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 【社員総会】

(構成)

第11条 当法人の社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権)

第12条 当法人の社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 当法人の社員総会は、次の事項を決議する。

- ①理事及び監事の選任、又は解任。
- ②貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに、これらの付属明細書の承認。
- ③定款の変更。
- ④会費等の金額。
- ⑤社員の除名。
- ⑥解散及び残余財産の処分。
- ⑦その他社員総会で決議するものとして法令、又はこの定款で定められた事項。

(種別及び開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2. 定時社員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(招集)

第15条 当法人の社員総会は、理事会の決議によって、会長が招集する。

2. 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、議長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 当法人の社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

(定足数)

第17条 当法人の社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(社員総会の決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 一般社団法人法第49条第2項の定めによる特別決議は、総社員の過半数であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 当法人の社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 当法人の社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 【 役員等 】

(種別及び定数)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

①理事 3名以上20名以内

②監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

3. 代表理事を会長とし、また理事のうち2名以内を副会長とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、正会員の中から社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

4. 監事は、当法人又は、その子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第26条 当法人の理事及び監事は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ①自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引。
 - ②自己または第三者のためにする当法人との取引。
 - ③当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第29条 当法人は、一般社団法人法第111条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 【 理事会 】

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。
①当法人の業務執行の決定。
②理事の職務の執行の監督。
③会長及び副会長の選定及び解職。

(招集)

第32条 理事会は、法令で別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(職務の執行状況の報告)

第35条 会長は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第6章 【 基金 】

(基金の募集)

第37条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第38条 基金の募集・割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を得て、会長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第39条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第41条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 【 計算 】

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
 3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第5号までの書類について監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。
- ①事業報告。
 - ②事業報告の附属明細書。
 - ③貸借対照表。
 - ④損益計算書（正味財産増減計算書）。
 - ⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書。
2. 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - ①監査報告。
 - ②会計監査報告。

第8章 【 定款の変更、合併及び解散等 】

(定款の変更)

- 第45条 この定款は、社員総会において、総正会員の過半数であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

- 第46条 当法人は、社員総会における総社員の過半数であって、総社員の議決権の3分

の2以上にあたる多数の決議、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が精算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 【 事務局 】

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の議決により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- ①定款。
- ②社員名簿及び社員の異動に関する書類。
- ③理事及び監事の名簿。
- ④認可等及び登記に関する書類。
- ⑤定款に定める機関の議事に関する書類。
- ⑥事業計画及び収支予算書。
- ⑦事業報告書及び収支計算書等の計算書類。
- ⑧監査報告書。
- ⑨その他法令で定める帳簿及び書類。

第10章 【 情報公開及び個人情報の保護 】

(情報公開)

第50条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(個人情報の保護)

第51条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第11章 【 附則 】

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決によって別に定める。

(特別の利益の禁止)

第53条 当法人は、当法人の財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員またはこれらの親族等に対し、施設の使用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第54条 当法人の、最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時役員)

第55条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 内藤 俊三

設立時理事 武藤 吉明

設立時理事 山野 幹夫

設立時監事 時田 和一良

設立時監事 藤原 綱藏

住所 福井県丹生郡越前町天王第31号16番地

設立時代表理事 内藤 俊三

(設立時社員の氏名又は、名称及び住所)

第56条 設立時社員の氏名又は、名称及び住所は次のとおりとする。

設立時社員 住所 福井県丹生郡越前町天王第31号16番地
氏名 内藤 俊三

設立時社員 住所 福井県丹生郡越前町西田中2丁目606番地
氏名 時田 和一良

設立時社員 住所 福井県丹生郡越前町樫津第6号3番地
氏名 武藤 吉明

設立時社員 住所 福井県丹生郡越前町高佐第32号6番地6
氏名 山野 幹夫

設立時社員 住所 福井県丹生郡越前町下河原第37号13番地
氏名 藤原 綱藏

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法、その他の法令に従う。

以上、一般社団法人越前町観光連盟を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年3月2日

設立時社員

Ⓜ

設立時社員

Ⓜ

設立時社員

Ⓜ

設立時社員

Ⓜ

設立時社員

Ⓜ